

35°59' 56.4" (N) / 139°33' 47.8" (E)



下水道のしおり

令和6年4月



36°00' 02.0" (N) / 139°33' 57.2" (E)



35°59' 53.5" (N) / 139°33' 49.4" (E)

桶川市 下水道課

OKEGAWA Public Sewage Division

◆もくじ◆

- はじめに P1
- 下水道について P2
- 下水道の役割 P2
- 下水道のしくみ P3
- 排水設備について P4～5
- 水洗便所改造資金融資あっせん制度 P6～7
- 受益者負担金について P8
- 下水道使用料について P9～10
- 下水道施設を大切に使いましょう P11
- 今後の下水道施設の整備について P11
- Q & A（よくある質問） P12～13
- マンホールカードの配布について P14～15

はじめに

水と緑がおりなす美しい自然

快適な生活環境をつくりだす下水道

わたしたちの生活様式を改善し、衛生的で文化的な街づくりと皆様の明るく健全な生活を築き、さらには美しい川や海などの自然を取り戻すために公共下水道の普及を促進しています。

家庭生活の質を高め、健康で文化的な生活を約束し、自然を守る下水道の普及にご協力ください。



下水道について

私たちの家庭から出る汚水、雑排水及び工場排水などは、今まで道路側溝をとおり、河川や海に流れこんでいました。そのため河川や海の汚れはひどくなり、私たちの住んでいるまわりの道路側溝には悪臭がたち、ハエや蚊などの発生の原因となり生活環境を悪化させていました。

そこで、皆様の家庭から排出される台所、風呂場、そしてトイレなどの汚水、工場から出される排水などをそれぞれ地下に埋設されている下水道管に流入させ、それを衛生的に処理して河川や海に放流するシステムとして下水道が整備されるようになりました。

下水道は、私たちの生活環境を守り、快適な文化生活を営んでいくとともに美しい自然を維持していくために必要不可欠な施設といえます。

下水道の役割

桶川市では、快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまちをめざして、公共下水道の整備を進めてきました。

公共下水道は、水質保全や公衆衛生の向上、浸水被害の軽減を始め、快適な生活環境を保持していくうえで大きな役割を担っています。

自然環境を守ります

家庭や工場などから出る汚水を下水道管に集め、下水処理場できれいにして川や海に流すので、自然環境を守ります。



まちがきれいになります

生活排水が側溝や水路に流れ込まないので、悪臭やハエ、蚊の発生が少なくなり、まちの美化が図られます。



下水道 の役割

浸水からまちを守ります

下水道は大雨が降ってもすぐに排水できるため、浸水や道路の冠水からまちを守ります。



快適な生活を支えます

トイレや台所などから出る汚水を速やかに下水道管に排出することで、衛生的で快適な生活が送れます。



下水道のしくみ

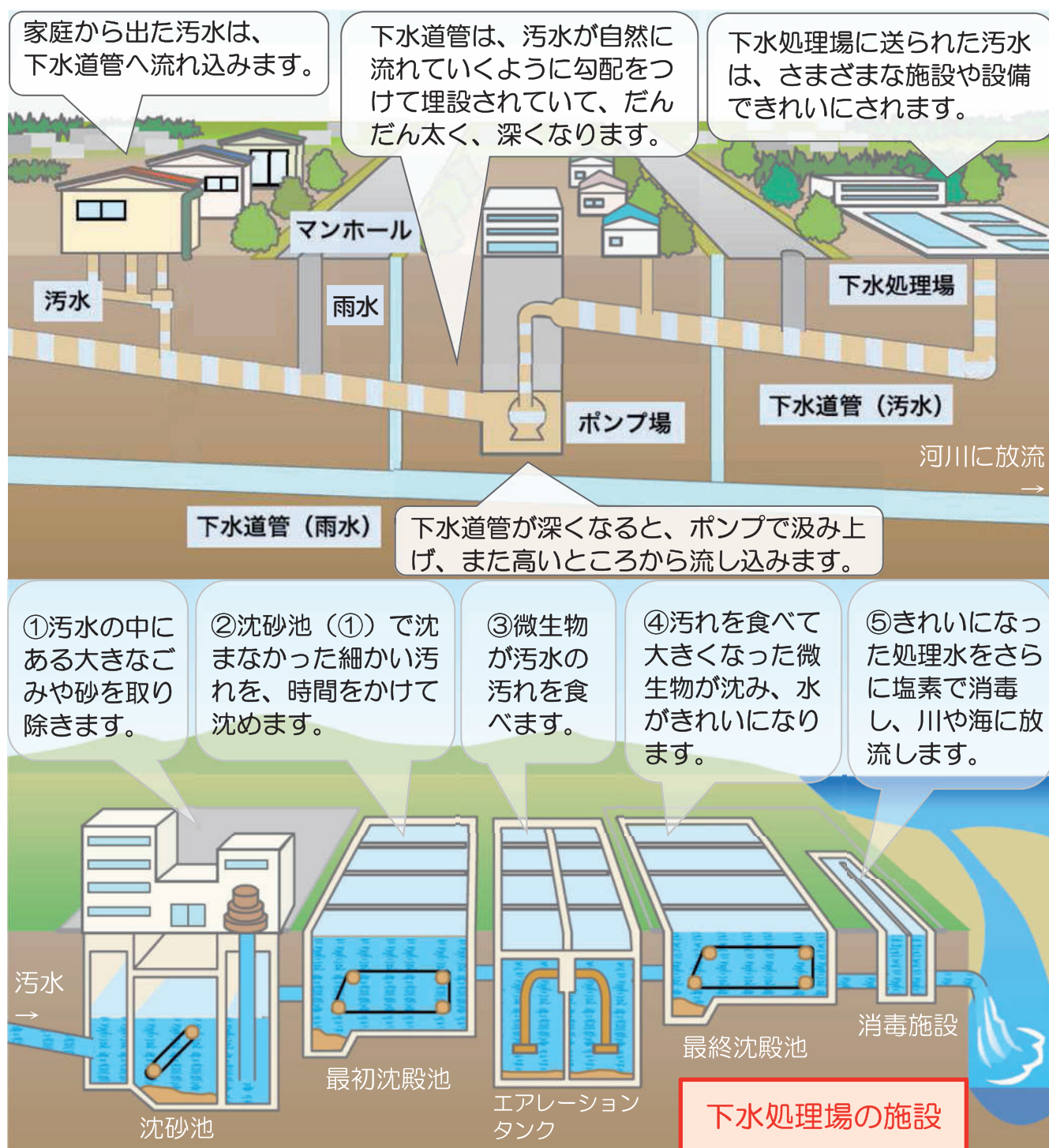
桶川市の下水道は分流式

分流式とは、雨水と汚水を分けて雨水はそのまま河川に、汚水は污水管を経て処理場で処理して河川に放流する方法です。

※合流式とは、雨水と汚水を一緒に集めて処理場で処理する方法です。

下水道の施設

1. 一般家庭や工場などからの汚水、または雨水を流すための下水道管きょ
2. 下水道管きょを流れてきた汚水や雨水をくみ上げるポンプ場
3. 集められた汚水を処理して、きれいな水にする下水処理場



排水設備について

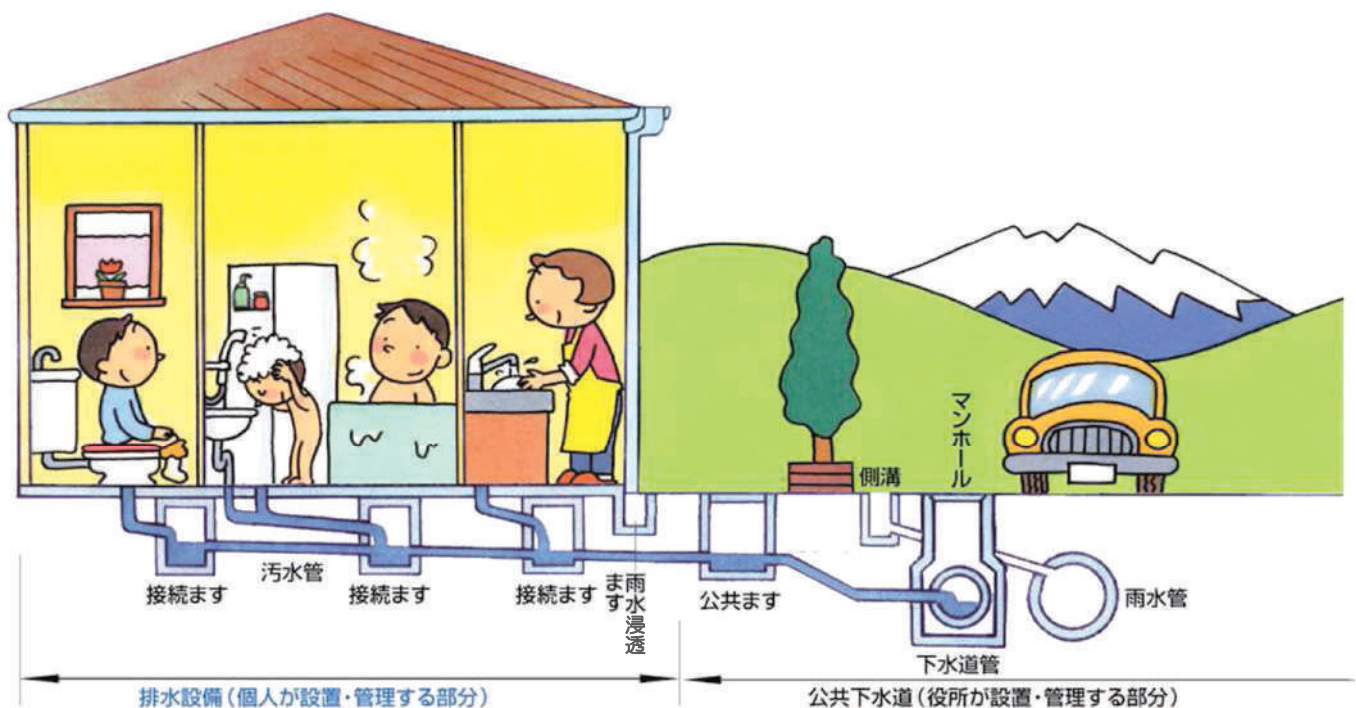
排水設備とは（個人管理）

排水設備とは、ご家庭の台所、風呂、洗濯などの雑排水とトイレの汚水や事業所から出る排水を、直接公共下水道へ流すための汚水管や接続ますなどのことをいいます。

排水設備は、みなさん個人でつくり、補修、点検、清掃などの管理をしていただきます。

【排水設備の設置例】

◆分流式なので、汚水と雨水を分けて流します。



3年以内に水洗化しましょう

公共下水道が整備され、汚水処理ができる地域を「処理区域」といいます。処理区域になった方は、すみやかな排水設備の設置が義務付けられています。

また、汲み取り便所は処理を開始した日から3年以内に水洗トイレに改造するよう下水道法で定められています。

公共下水道は、より多く使用することで効果を発揮できる公益施設ですので、美しい水環境を次の世代に引き継いでいくためにも下水道への早期接続にご協力をお願いします。

工事の依頼は「下水道指定工事店」へ

みなさんの宅地内の排水設備工事やトイレの水洗化工事は、「桶川市下水道指定工事店」でなければ施工できません。工事は指定工事店に依頼してください。指定工事店とは、工事代金の不当な請求や粗悪工事をなくして、安心して工事をまかせることができるように市が指定した工事店です。市の条例、規則に合った設備をつくるために必要な技術を習得しています。

《指定工事店は》

指定工事店は、桶川市ホームページにて、「指定工事店」と検索。

または、右のQRコードをご利用ください。



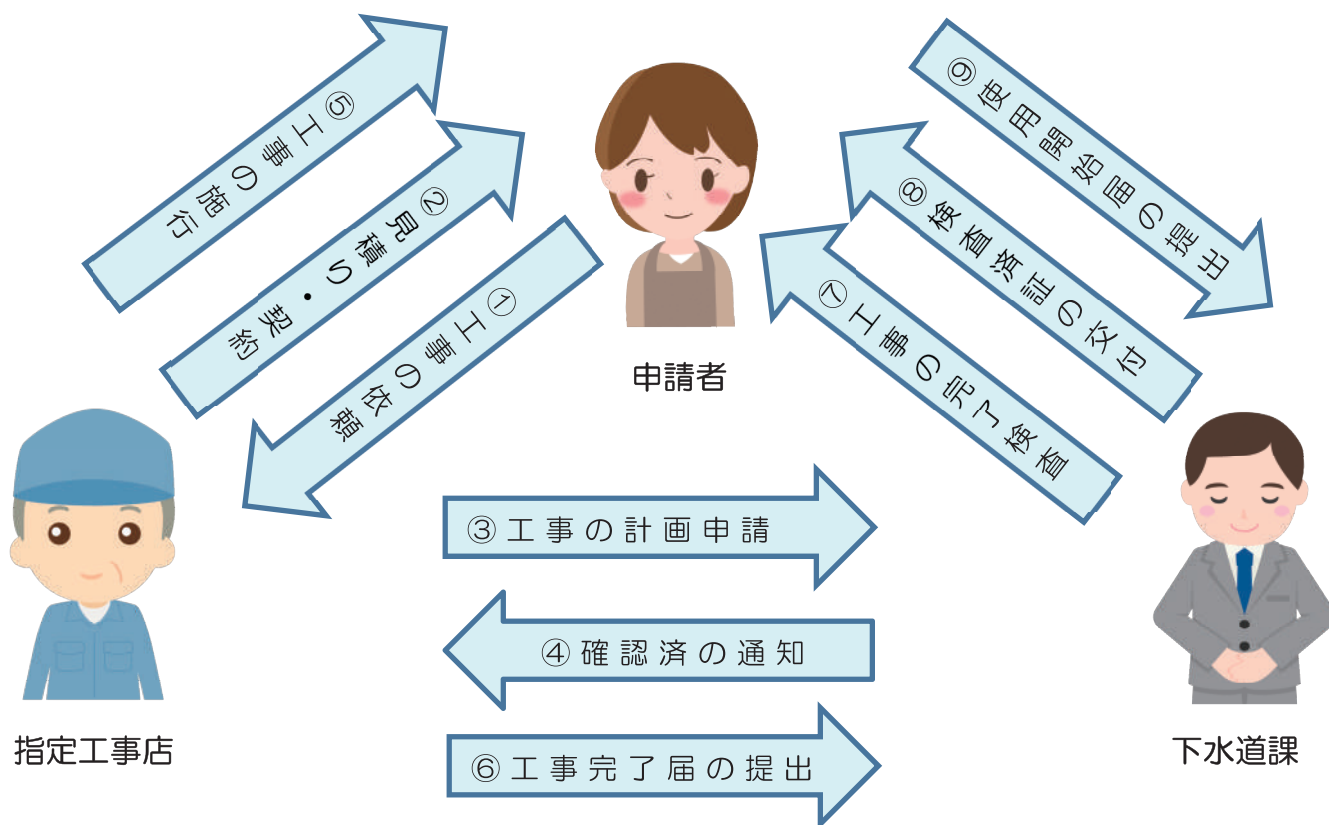
工事の際の届け出について

指定工事店が申請者に代わって手続きをしてくれますが、書類に署名押印するときには、内容を確認してください。指定工事店では、工事の際に「排水設備等新設等計画確認申請書」を市へ提出し、排水計画が基準に適合するか市の確認を受けることになります。

また、公共下水道に接続した時には、「公共下水道使用開始等届出書」を提出していただきます。

【排水設備工事の手順】

工事の申込みから使用開始まで



工事内容について

*くみ取り便所をお使いの家庭ではくトイレの水洗化工事を>

くみ取り便所の便槽を処理して水洗式便器に取り替える工事と、水道、污水管、接続ますなどの工事が必要です。ご家庭によっては、このほかに床の張り替え、台所、風呂場などの污水管工事が必要になります。

*浄化槽をお使いの家庭ではく浄化槽の廃止工事を>

便器はそのまま使えますので、浄化槽の処理と宅地内の污水管工事が必要です。

— ◇ 悪質な業者にご注意ください !! ◇ —

- 宅内排水設備は、個人の所有物のため、個人の責任において管理を行っていただきます。（4ページの宅内排水設備図参照）
- 水の流れが悪い、詰まってしまったなどの症状は、「桶川市下水道指定工事店」にご相談ください。
- 突然お宅を訪問し、市に依頼されたなどと偽り、下水排水管の点検後、洗浄を強要し、料金を請求する業者が増加しています。市が、特定の業者に宅内排水設備の点検、洗浄を依頼することはありませんので、ご注意ください。

水洗便所改造資金融資あっせん制度

水洗化で快適な生活を

水洗便所への改造は、3年以内という期限が定められています。このため市では、一日も早く水洗便所に改造していただくために、また、市民の方の一時的な費用の負担を少しでも軽減するために「水洗便所改造資金融資あっせん制度」を行っておりますので、ぜひご利用ください。

融資あっせんの対象：くみ取り便所及び、浄化槽式便所を公共下水道に接続する場合

融 資 金 額：一般住宅 10万円から50万円まで

集合住宅 50万円から200万円まで

貸 付 利 息：年利2%以下

償 還 方 法：貸付を受けた月の翌月から元利均等で35か月以内の月賦償還
(一括繰上償還も可)

融資あっせんの条件：1. 処理開始後3年以内の改造工事であること

2. 市税、受益者負担金などの滞納がないこと

3. 集合住宅の場合は、県内に居住する連帯保証人が1名必要

添 付 書 類：申請には下記の書類が必要です

1. 源泉徴収票又は所得証明書

2. 指定工事店の見積書

3. その他市長が必要と認める書類

注 意 点：1. 融資あっせん制度は、補助金制度ではありません

ローン制度であることをご理解ください

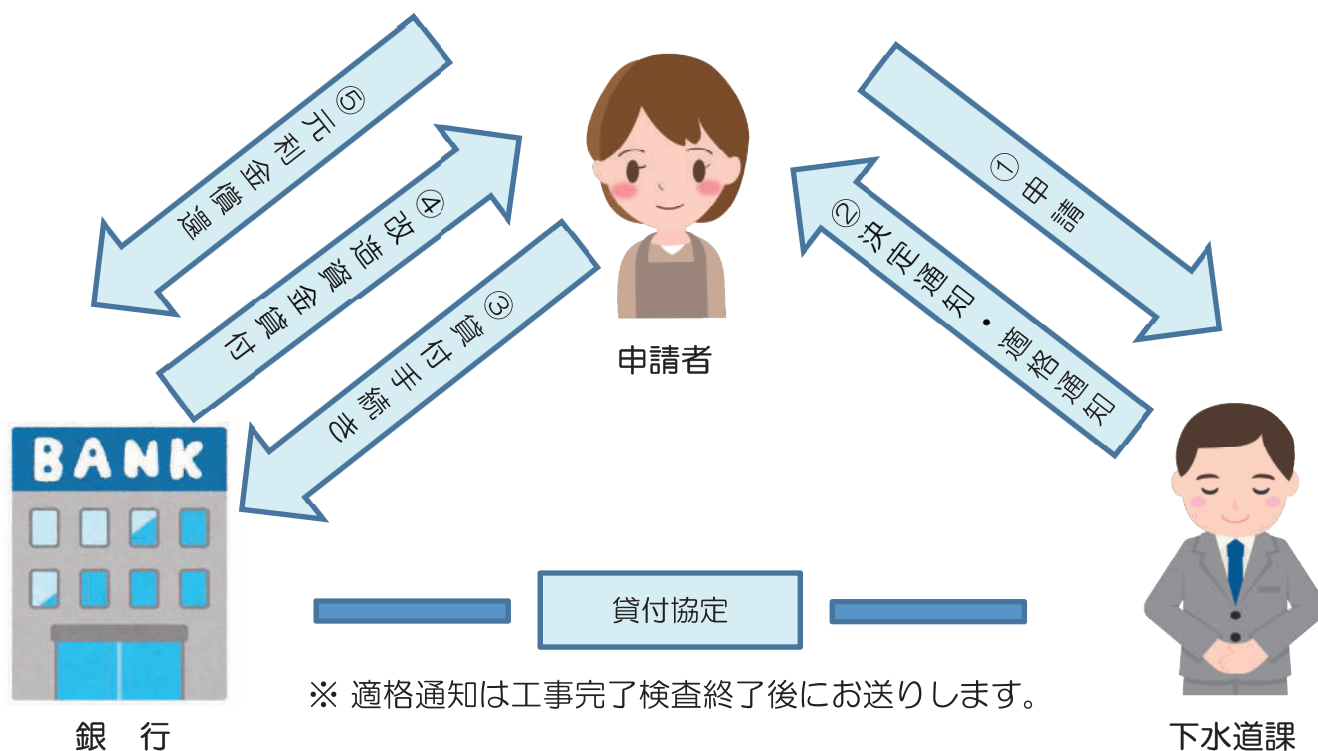
2. 必ず排水設備の工事前に申請をしてください

工事後の申請はできませんのでご注意ください



【お申込みの流れ】

◆お申込みを希望されるの方は、下水道課へご相談ください。



市指定融資取扱金融機関

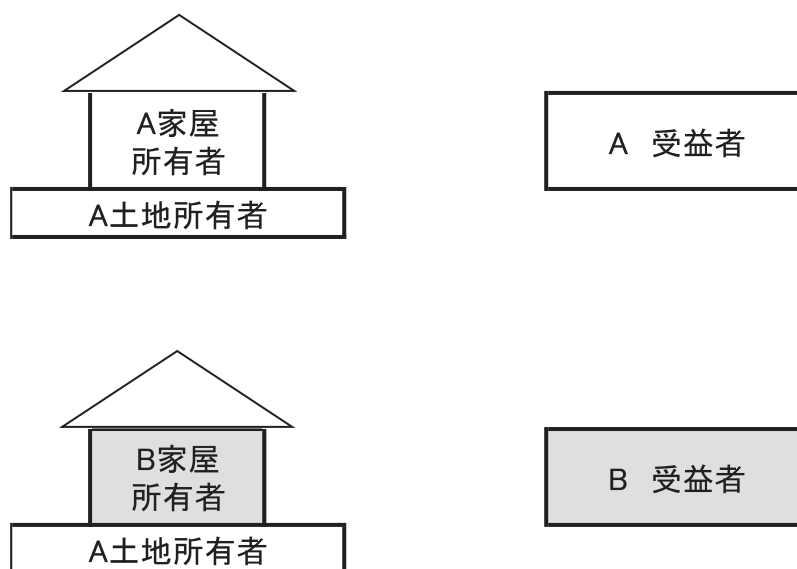
金融機関名	所在地	電話番号
青木信用金庫 桶川支店	上尾市向山2-1-4	048(725)5311
足利銀行 桶川支店	桶川市泉1-2-6	048(787)2121
川口信用金庫 桶川支店	桶川市鴨川1-6-7	048(787)3333
埼玉縣信用金庫 桶川支店	桶川市寿2-1-7	048(772)2111
埼玉りそな銀行 桶川支店	桶川市東1-1-18	048(773)1481
大光銀行 桶川支店	桶川市泉1-8-15	048(787)4511
東和銀行 桶川支店	桶川市西1-9-11	048(771)7981
東和銀行 桶川西支店	桶川市西1-9-11	048(771)7981
武蔵野銀行 桶川支店	桶川市鴨川2-1-7	048(786)1811

受益者負担金について

下水道を計画的に、しかも早く完成していくために費用の一部にあてるものです。下水道施設により利益を受ける方々に対して建設費の一部を負担していただき、その施設の整備を図っていかうという目的で設置されたのが、受益者負担金制度です。（一つの土地に対して、一度限りの賦課です。）

受益者負担金を納める人は誰か

原則として、公共下水道を整備する区域内の土地所有者が受益者となります。ただし、権利者（土地の地上権、質権などを有する人）がいる場合は権利者が受益者となります。



受益者負担金の算出

下水道事業を行うにあたり、その一つの事業区域を負担区として設定します。

その負担区の事業計画を立て、事業費総額を算出します。それを負担区の面積及び負担率で求めたものが単位負担金となります。

そのため、土地を所有し、又は使用している面積に単位負担金額（1㎡あたり）を乗じて計算した金額が受益者負担金の総額となります。

負担金の納付方法

負担金は、総額を5年に分割し、さらに1年を4期に分け、合計20回で納付していただきます。

納期は、8月、10月、12月、2月の年4回です。

納付方法は、口座振替か納入通知書により納付していただく方法になります。

※受益者負担金は、一括払いを選択していただくと、報奨金制度が適用されます。

下水道使用料について

公共下水道を使用する皆様には、公共下水道の維持管理費として使用させていただくため、下水道使用料を納入していただきます。下水道使用料は、2か月に一度、上水道料金と併せて、桶川北本水道企業団が「上下水道料金」として請求、徴収しております。

《納期限》

J R 高崎線の西側区域・・・奇数月の15日

J R 高崎線の東側区域・・・偶数月の15日

下水道使用料の算定方法は

〈一般家庭の場合〉

- 水道水をお使いのご家庭は
水道の使用水量を下水道の使用水量とみなします。
- 自家水（井戸水）をお使いのご家庭は
市の認定した水量（下図 参照）
- 水道水と自家水（井戸水）をお使いのご家庭は
市の認定した水量（下図 参照）
…ただし、「市の認定した水量」＜「水道の使用水量」の場合は、
水道の使用水量とします。



(例1) $4人 \times 8\text{m}^3 \times 2\text{か月} = 64\text{m}^3$



(例2) $4人 \times 8\text{m}^3 \times 2\text{か月} = 64\text{m}^3$
 $2人 \times 4\text{m}^3 \times 2\text{か月} = 16\text{m}^3$
 $64\text{m}^3 + 16\text{m}^3 = 80\text{m}^3$

1世帯4人まで…1か月1人につき 8m^3

5人目から…1か月1人につき 4m^3

(下水道使用料金は、10ページ下水道使用料金早見表2か月参照)

〈事業所の場合〉

- 水道水をお使いの事業所等
水道の使用水量
- 自家水（井戸水）などをお使いの事業所等
計測装置により計測した水量（上水道の使用があれば、その水量を加算）

使用料金表 1 か月あたり（消費税含まず）

基本料金	汚 水 排 除 量	1 m ³ につき
8 m ³ まで 1,180 円	9 m ³ ～10 m ³	1 0 0 円
	11 m ³ ～30 m ³	1 1 0 円
	31 m ³ ～50 m ³	1 2 0 円
	51 m ³ ～100 m ³	1 3 0 円
	101 m ³ ～200 m ³	1 4 0 円
	201 m ³ ～500 m ³	1 5 0 円
	501 m ³ ～1,000 m ³	1 6 0 円
	1,001 m ³ ～	1 7 0 円

<計算例>2か月で65立法メートルを使用した場合

①65立方メートルをひと月ごとに分けます。

端数は、一方の月は繰り上げ、もう一方の月は切り捨てます。

65立方メートル÷2ヶ月＝32.5立方メートル

1月目…33立方メートル 2月目…32立方メートル

②1月目の使用料金（33立方メートル）を計算します。

1～8立法メートルまで…1,180円

9～10立方メートルまで…100円×2立法メートル＝200円

11～30立方メートル…110円×20立方メートル＝2,200円

31～33立方メートル…120円×3立方メートル＝360円

1,180円＋200円＋2,200円＋360円＝3,940円

③2月目の使用料金（32立方メートル）を計算します。

1～8立法メートルまで…1,180円

9～10立方メートルまで…100円×2立法メートル＝200円

11～30立方メートル…110円×20立方メートル＝2,200円

31～32立方メートル…120円×2立方メートル＝240円

1,180円＋200円＋2,200円＋240円＝3,820円

④1月目と2月目を合わせて、消費税率をかけます。

(3,940円＋3,820円)×1.1＝8,536円

下水道使用料金早見表 2 か月あたり（消費税10%含む）

（単位：m³・円）

使用水量	使用料金	使用水量	使用料金	使用水量	使用料金	使用水量	使用料金	使用水量	使用料金	使用水量	使用料金	使用水量	使用料金
16m ³ まで 基本料金 2,596円		23	3,399	37	5,093	51	6,787	65	8,536	79	10,384	93	12,232
		24	3,520	38	5,214	52	6,908	66	8,668	80	10,516	94	12,364
		25	3,641	39	5,335	53	7,029	67	8,800	81	10,648	95	12,496
		26	3,762	40	5,456	54	7,150	68	8,932	82	10,780	96	12,628
		27	3,883	41	5,577	55	7,271	69	9,064	83	10,912	97	12,760
		28	4,004	42	5,698	56	7,392	70	9,196	84	11,044	98	12,892
		29	4,125	43	5,819	57	7,513	71	9,328	85	11,176	99	13,024
		30	4,246	44	5,940	58	7,634	72	9,460	86	11,308	100	13,156
17	2,706	31	4,367	45	6,061	59	7,755	73	9,592	87	11,440	101	13,299
18	2,816	32	4,488	46	6,182	60	7,876	74	9,724	88	11,572	102	13,442
19	2,926	33	4,609	47	6,303	61	8,008	75	9,856	89	11,704	103	13,585
20	3,036	34	4,730	48	6,424	62	8,140	76	9,988	90	11,836	104	13,728
21	3,157	35	4,851	49	6,545	63	8,272	77	10,120	91	11,968	105	13,871
22	3,278	36	4,972	50	6,666	64	8,404	78	10,252	92	12,100	106	14,014

※使用水量は、「水道ご使用量のお知らせ（検針票）」でご確認ください。

下水道施設を大切に使いましょう

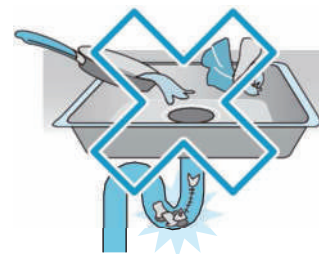
みなさまのご家庭や工場、事業所などから排出された汚水は、道路に埋設された下水道管やポンプ場をとおり、処理場できれいな水にしてから川へ放流されます。下水道施設を適正に維持管理していくためには、みなさまのご協力が必要です。

◆台所では

ゴミくずなどは流さないようにしましょう。

料理のあとの油類は洗う前に紙でふきとるか、処理剤で固めてゴミと一緒に捨ててください。油類は、污水管の中で固まり、詰まりの原因となりますのでご注意ください。

また、中性洗剤は、処理場の微生物の働きを弱め浄化能力を減少させてしまいます。無リン洗剤やクレンザーを使うよう心がけてください。



◆水洗便所では

トイレットペーパー以外の紙は流さないようにしましょう。

ウエットティッシュやオムツ、生理用品などでトイレや污水管が詰まってしまった事例が多発しています。



◆危険物について

ガソリンやシンナーなどの揮発性の高い危険物は、絶対に流さないでください。

ガス化して爆発を起こすことがありますので、ご注意ください。



今後の下水道施設の整備について

下水道施設は新設から改築へ移行します

桶川市の公共下水道事業は、昭和48年（1973年）より下水道管の布設を開始し、計画処理区域の整備が概ね完了となりました。（污水事業）

下水道施設の主な標準耐用年数は50年となっており、今後は整備してきた施設の改築を行って行きます。

※「改築」とは、長寿命化対策と更新のこと。

長寿命化対策：施設の使用期間を延ばす目的で、対象施設の一部を再建設あるいは取り替えること。

更 新：対象施設の全部を再建設あるいは取り替えること。

例

〔更新〕
自転車の買い替え



〔長寿命化対策〕
タイヤの取り替え

Q & A（よくある質問）

Q 1：下水道を使用するための工事は、いつからできますか？

A 1：供用開始日から、下水道への接続工事をしていただくことができます。（供用開始日は事前に文書でお知らせいたします。）
※供用開始日：下水道を使用することができる日

Q 2：下水道の接続義務は？

A 2：原則、家屋の所有者に義務付けられています。

Q 3：下水道への接続期限は？

A 3：下水道法では「遅滞なく」となっております。なお、くみ取り便所の場合は3年以内と期限が定められています。

Q 4：宅内排水設備とは？

A 4：トイレ・風呂・台所など、排水の流し口から公共ますまでの宅地内の污水管、接続ますなどのことをいいます。
この排水設備の設置、維持・管理は、原則、家屋所有者が行います。

Q 5：宅内排水設備の工事はどこに頼めばいいのですか？

A 5：宅内排水設備の工事には専門的な知識と技術が必要ですので、必ず『桶川市下水道指定工事店』（4ページ）に依頼してください。

Q 6：宅内排水設備の工事にはどれくらいの費用が必要ですか？

A 6：敷地や家屋の広さ、水回りの位置や公共ますまでの距離、現在の污水管の状況などのほか、使用資器材の材質によって金額は変わります。
詳しくは『桶川市下水道指定工事店』にご相談ください。

Q 7：宅内排水設備の工事費の支援制度はありますか？

A 7：くみ取り便所や浄化槽から公共下水道へ接続工事を行う際に、低利息の「水洗便所改造資金融資あっせん制度」があります。
詳しくは6～7ページをご覧ください。

Q8：下水道の受益者負担金とは？

A8：下水道が整備された土地の所有者（建物のない土地なども含む）などから建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金【一度限りの賦課】です。詳しくは8ページをご覧ください。

Q9：受益者負担金を納める人は？

A9：原則、土地の所有者です。ただし、土地の所有者と家屋の所有者が異なる場合は、家屋の所有者となります。

Q10：下水道の使用料はどれくらいかかりますか？

A10：使用した上水道の水量に応じてかかります。詳しくは10ページの下水道使用料早見表をご覧ください。

Q11：自家水（井戸水）を使用しているのですが？

A11：各家庭の居住している人数で1か月の汚水排出量を決めています。詳しくは9ページをご覧ください。

Q12：私道への公共下水道の新規整備について？

A12：下水道の使用できる区域で私道に面した家屋の場合は、原則として私道を所有している皆さまの同意がなければ、下水道の整備工事を行うことができません。ご希望される場合は、下水道課までご相談ください。なお、工事を行うまでには、状況により1年から2年程度の時間を要しますのでご了承ください。

Q13：下水道が詰まった場合はどうすればいいですか？

A13：下水道が詰まった場所によって対応方法が異なります。
宅内排水設備が詰まった場合は、『桶川市下水道指定工事店』に直接ご依頼ください。（4ページ参照）公共下水道部分が詰まった場合は、下水道課（電話048-786-3211）にご連絡ください。

マンホールカードの配布について

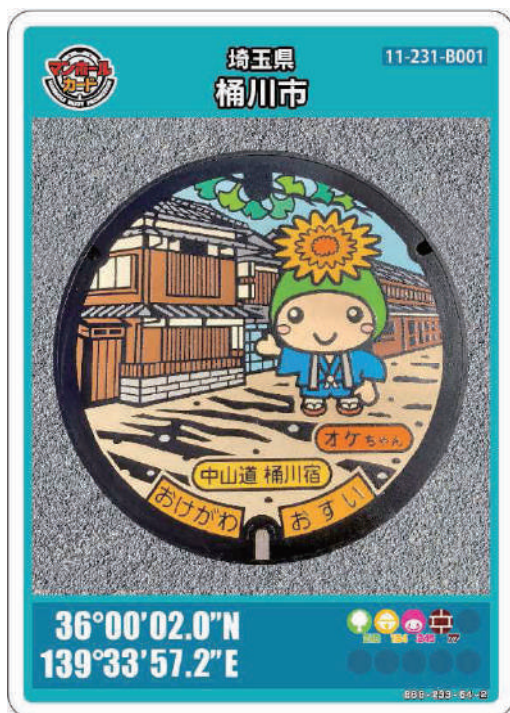
マンホールカードとは

下水道事業のPRのための取組みとして誕生した縦88mm×横63mmのカードで、全国の下水道関連の施設や、観光案内所等で無料で配布されています。マンホール蓋の写真をメインに、そのマンホール蓋のデザインの由来や説明のほか緯度経度が入っており、実際に蓋の設置してある場所がわかるので、設置場所まで足を運んで実物を見ることができます。

桶川市で配布しているマンホールカード

《オケちゃんマンホールカード》

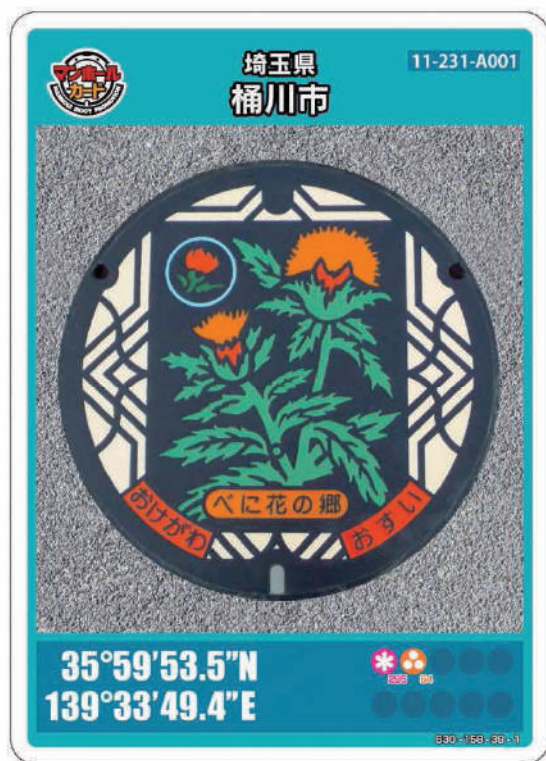
桶川市ホームページ
マンホールカード
在庫状況はこちら→



【オケちゃんマンホールカード配布場所】

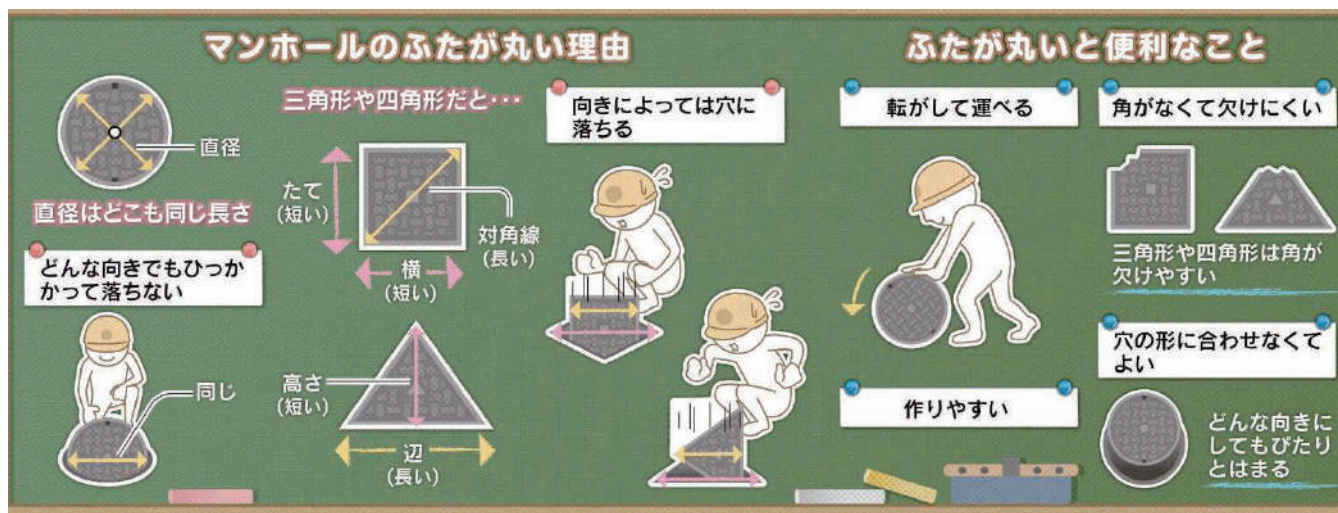
- 配布場所： 中山道宿場館（桶川市寿1-11-19）
- 電話： 048-778-3567
- 配布時間： 9時～16時（お盆・年末年始は休館）
- ※在庫状況は市のホームページでご確認ください。

《ベに花マンホールカード》



【ベに花マンホールカード配布場所】

- 配布場所： 桶川市観光協会（桶川市寿1-11-19）
- 電 話： 048-776-8590（月～金曜日）
048-778-3567（土・日・祝日）
- 配布時間： 9時～16時（お盆・年末年始は休館）
- ※在庫状況は市のホームページでご確認ください。



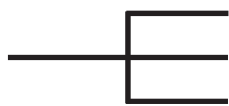


第63回 埼玉県下水道の日
作品コンクール ポスター部門
入選作品（桶川中学校2年）

下水道についてのご相談は

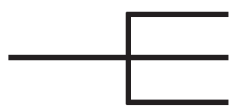
桶川市役所下水道課
TEL 048 (786) 3211

●業務係



下水道使用料について
受益者負担金について
水洗便所改造資金融資あっせんについて

●排水設備係



排水設備について
水洗トイレについて
指定工事店について

●施設・計画係



下水道計画について
下水道本管工事について